

(診療所)

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る  
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

大阪府知事（以下「甲」という。）と、別紙1に記載する医療機関（管理者）（以下「乙」という。）の代理人である一般社団法人大阪府医師会会长（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表（以下「発生等の公表」という。）が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該感染症の性状や地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

なお、次条に定める医療措置の要請に当たっては、乙が医療措置を講ずるために必要な診療体制が整備できることを前提とする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、別紙2から別紙4までに掲げる医療措置を講ずるものとする。

（個人防護具の備蓄）

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、別紙5のとおり、乙が備蓄する。

（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、大阪府の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 甲は、別紙2又は別紙3に掲げる措置のうち、「大阪府流行初期医療確保措置に関する基準を定める規則」に定める、流行初期期間に当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、乙（別紙2に掲げる病床数又は別紙3に掲げる発熱外来対応人数が当該規則に定める基準を満たす内容の協定を締結している場合に限る。）が当該措置を講じたと認められる日の属する月における乙の診療報酬の額として政令で定めるところにより算出した額が、発生等の公表前の政令で定める月における乙の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

3 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第6条 発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更等)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は、丙を通じて乙が、その旨を申し出、協議するものとする。

3 第3条に定める医療措置の内容その他この協定を履行し難い状況が生じた場合、乙は、丙を通じ、甲に本協定の解約を申し出ることができる。

4 前項の申し出があったときは、甲乙が解約について協議の上、本協定を解約する。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じないと認めるときは、乙に対し、感染症法第36条の4第1項乃至第4項に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、乙が、第一種協定指定医療機関である場合は、電磁的方法（G－M I S）により報告を行い、その他医療機関である場合は、同方法により報告を行うよう努める。

また、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の医師は、電磁的方法により発生届の届出を行い、その他医療機関の医師は、同方法により発生届の届出を行うよう努める。特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関の医師は、電磁的方法による退院届の届出を行う。

(平時ににおける準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

1 乙において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込

まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。

- 2 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- 3 措置を講ずるに当たっての乙における対応の流れを点検すること。

(損害補償)

第11条 乙が、甲からの要請に基づき、第3条に定める別紙2から別紙4までに掲げる医療措置を講じ、当該措置に係る業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態が生じた場合は、損害補償について、国の財政措置等を勘案し、甲丙が協議のうえ、適切に対応する。

(疑義等の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙又は甲と丙が協議し定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び丙が押印の上、それぞれ保管するものとする。なお、別紙1から別紙5までの内容に変更が生じた場合には、変更を証するため、別紙を変更の上、当該別紙の電磁的記録を作成し、甲及び丙がそれぞれ保管するものとする。

令和6年●月●日

甲 大阪府知事

乙代理人丙  
大阪市天王寺区上本町2丁目1番22号  
一般社団法人大阪府医師会  
会長